

平成十一年建設省令第十三号

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定  
資格者検定機関等に関する省令  
建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第百号)の一部の施行に伴い、及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の規定に基づき並びに同法を実施するため、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令を次のように定める。

目次

|  |
|--|
| 第一章 総則(第一条)  |
| 第二章 指定建築基準適合判定資格者検定機関(第一条～第十三条)                                    |
| 第二章の二 指定構造計算適合判定資格者検定機関(第十三条の二・第十三条の三)                             |
| 第三章 指定確認検査機関(第十四条～第三十条)  |
| 第四章 指定認定機関(第三十二条～第四十六条)  |
| 第五章 承認認定機関(第四十七条～第五十七条)  |
| 第六章 指定性能評価機関(第五十八条～第七十一条の二)  |
| 第七章 承認性能評価機関(第七十二条～第七十九条)  |
| 第八章 雜則(第八十条)   |
| 附則 第一章 総則(用語)  |
| 第一項 この規則において使用する用語は、建築基準法(以下「法」という。)において使用する用語の例による。               |
| 第二項 指定建築基準適合判定資格者検定機関(指定の申請)                                       |
| 第三項 指定建築基準適合判定資格者検定機関(機関)  |
| 第四項 指定建築基準適合判定資格者検定機関に係る(指定の申請)                                    |
| 第五項 法第五条の二第一項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 |
| 第六項 一 名称及び住所<br>二 建築基準適合判定資格者検定事務を行おうとする事務所の名称及び所在地                |

三 建築基準適合判定資格者検定事務を開始しようとする年月日

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 建築基準適合判定資格者検定事務を行おうとする事務所ごとの検定用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 現に行っている業務の概要を記載した書類

九 建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十 法第七十七条の七第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定委員の選任に関する事項を記載した書類

十一 法第七十七条の三第四号イ又はロの規定に関する役員の誓約書

十二 その他参考となる事項を記載した書類(指定建築基準適合判定資格者検定機関に係る名称等の変更の届出)

十三 法第七十七条の五第二項に規定する建築基準適合判定資格者検定事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 建築基準適合判定資格者検定事務を行おうする事項

二 建築基準適合判定資格者検定事務を行う事務所及び検定地に関する事項

三 建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法に関する事項

四 受検手数料の収納の方法に関する事項

五 建築基準適合判定資格者検定委員の選任及び解任に関する事項

六 建築基準適合判定資格者検定事務に関する秘密の保持に関する事項

七 建築基準適合判定資格者検定事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

八 その他建築基準適合判定資格者検定事務の実施に關し必要な事項

九 (建築基準適合判定資格者検定事務規程の認可の申請)

一 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の九第一項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る建築基準適合判定資格者検定事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由(役員の選任及び解任の申請)

一 延長の場合は、次に掲げる事項が、電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録され、必要に応じ指定建築基準適合判定資格者検定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十七条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。

二 法第七十七条の十一に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、第十二条の規定

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

二 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第七十七条の三第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならぬ。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由(事業計画等の認可の申請)

一 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の十第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

二 変更しようとする年月日

三 変更しようとする年月日

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由(帳簿)

一 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の十一に規定する国土交通省令で定める建築基準適合判定資格者検定事務に関する事項は、次のとおりとする。

二 変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更後の人指定建築基準適合判定資格者検定機関の名称若しくは住所又は建築基準適合判定資格者検定事務を行なう事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由(役員の選任及び解任の申請)

一 延長の場合は、次に掲げる事項が、電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録され、必要に応じ指定建築基準適合判定資格者検定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十七条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。

二 法第七十七条の十一に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、第十二条の規定



十一 小荷物専用昇降機（建築物の計画に含ま  
れるものを除く。次号において同じ。）の建

築物の部分を有する建築物を除く。)

| 第十五条规定の建築物 |         |         |         |         |         |         |         |      |       |         |         | 第十五条规定の建築物 |     |       |         |         |         |     |       |         |         |         |     |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|-------|---------|---------|------------|-----|-------|---------|---------|---------|-----|-------|---------|---------|---------|-----|
| 第十五条规定の建築物 |         |         |         |         |         |         |         |      |       |         |         | 第十五条规定の建築物 |     |       |         |         |         |     |       |         |         |         |     |
| 第十五条规定の建築物 |         |         |         |         |         |         |         |      |       |         |         | 第十五条规定の建築物 |     |       |         |         |         |     |       |         |         |         |     |
| 查 完 了 檢    | 認 建 築 確 | 查 中 間 檢 | 查 完 了 檢 | 認 建 築 確 | 查 中 間 檢 | 查 完 了 檢 | 認 建 築 確 | 認 定  | 仮 使 用 | 查 中 間 檢 | 查 完 了 檢 | 認 建 築 確    | 認 定 | 仮 使 用 | 查 中 間 檢 | 查 完 了 檢 | 認 建 築 確 | 認 定 | 仮 使 用 | 查 中 間 檢 | 查 完 了 檢 | 認 建 築 確 | 認 定 |
| 千          | 千九百     | 百三十五    | 千       | 百二十六    | 百二千二    | 十七八     | 千三百     | 十二百三 | 十二百三  | 十三百四    | 十一百三    | 二百         | 一百五 | 十三百二  | 一百五     | 十三百一    | 二百三     | 五百十 | 六百八   | 五百十     | 三百六     | 七百二     | 七百二 |

中間検査 三千三百

| (指定確認検査機関の有する財産の評価額)   |  | 中間検         | 三千三 |
|--|--|-------------|-----|
| 査定   | 仮使用  | 百           | 千   |
| 第十七条 法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法(昭和二十二年法律第二百五号)による責任その他の民事上の責任(同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十九条の四又は法第八十八条第一条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認をする権限を有する建築主事又は建築副主事が置かれた市町村又は都道府県(第三十一条において「所轄特定行政庁」という。)が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいづれか高い額とする。 | 一<br>三千五百万円。<br>ただし、次のイ又はロのいづれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。                    | 一千五百        | 五百  |
| イ 第十五条第五号から第六号の二までのいづれかの指定を受けようとする場合(ロに該当する場合を除く。) 一億円   | 一千五百   | 五百          | 五百  |
| ロ 第十五条第七号から第八号の一までのいづれかの指定を受けようとする場合 三億円   | 一千五百   | 五百          | 五百  |
| 二 その事業年度において確認検査を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内において行つた確認検査の件数の合計数を、次の表の(い)欄に掲げる建築物、建築設備及び工作物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額  | (い)<br>第十五条第一号から第二号の二までの建築物、同条第九号から第十二号までの建築設備及び同条第十三号から第十四号の二までの工作物<br>(ろ)<br>二百円 | (い)<br>二千五百 | 五百  |

第十五条第三号から第四号の二  
までの建築物 六百円

|  |   |
|--|---|
| 第五十五条第三号から第四号の二<br>までの建築物  | 法第七十七条の二十第三号の財産の評価額<br>(第四項において「財産の評価額」という。)<br>は、次に掲げる額の合計額とする。  |
| 第十五条第五号から第六号の二<br>までの建築物   | 照表に計上された資産（創業費その他の繰延<br>資産及びのれんを除く。以下同じ。）の総額  |
| 第十五条第七号から第八号の二<br>までの建築物   | から当該貸借対照表に計上された負債の総額<br>を控除した額  |
| 二<br>一　その者が確認検査の業務を実施するに当た<br>り第三者に損害を加えた場合において、その<br>損害の賠償に關し当該その者が負うべき前項<br>に規定する民事上の責任の履行に必要な金額<br>を担保するための保険契約を締結している場<br>合にあつては、その契約の内容を証する書類<br>に記載された保険金額 | 二　その者が確認検査の業務を実施するに當た<br>り第三者に損害を加えた場合において、その<br>損害の賠償に關し當該その者が負うべき前項<br>に規定する民事上の責任の履行に必要な金額<br>を担保するための保険契約を締結している場<br>合にあつては、その契約の内容を証する書類<br>に記載された保険金額 |
| （指定確認検査機関に係る構成員の構成）  | （指定確認検査機関に係る構成員の構成）   |
| 二<br>一　会社法（平成十七年法律第八十六号）第五<br>百七十五条第一項の持分会社　社員   | 第十八条　法第七十七条の二十第五号の国土交通<br>省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人<br>の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるもの<br>とする。  |
| 三<br>一　会社法第二条第一号の株式会社　株主   | （一）一般社団法人又は一般財團法人　社員又は<br>評議員   |
| 四<br>一　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律<br>第八百八十一号）第三条の事業協同組合　事業<br>協同小組合及び企業組合　組合員   | （二）中小企業等協同組合法第三条の協同組合連<br>合会　直接又は間接にこれらを構成する者<br>六　その他の法人　当該法人に応じて前各号に<br>掲げる者に類するもの  |



条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、法第七条の四第六項(法第八十九条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)及び法第七条の六第三項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行つた年月日 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十七条の二十九第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から十五年間保存しなければならない。（書類の閲覧等）

**第二十九条の二** 法第七十七条の二十九の二第四号の国土交通省令で定める書類は、次の各号によるとときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項の図書及び書類に代えることができる。

5 同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

5 指定確認検査機関は、第二項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、当該書類を備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該確認検査の業務を行う事務所に備え置るものとする。

6 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二各号の書類（第四項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を閲覧に供するため、閲覧に関する規則

2  
指定確認検査機関は、前項の規定による提出をしたときは、当該指定確認検査機関業務休廃止届出書の写しを、その業務区域を所轄する特定行政庁（都道府県知事にあっては、その指定をした都道府県知事を除く。）に送付しなければならない。

（处分の公示）

**第三十条の二** 法第七十七条の三十五第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあっては官報で、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとす  
る。  
一 処分をした年月日

（図書の保存）

3  
法第七十七条の二十九第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のアマイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、第三十一条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書  
二 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書  
三 算書又は損益計算書  
四 法人である場合にあっては、役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類

を定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

二 処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあつては代表者の氏名

三 処分の内容

四 処分の原因となつた事実  
(確認検査の業務の引継ぎ)

**第二十九条** 法第七十七条の二十九第二項の確認査の業務に関する書類で国土交通省令で定めらるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項に規定する図書及び書類、施行規則第二条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号及び施行規則第四条の十六の二第三項第二号に掲げる書類

四  
法人である場合にあつては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

五 法人であつて、その者の親会社等が指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類

六 第二号及び前項第二号に定める書類を、事務局は、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類

土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一　監督命令をした年月日

二　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあつては代表者の氏名

三　監督命令の内容

四　監督命令の原因となつた事実  
(特定行政による報告)

**第三十一条** 指定確認検査機関（国土交通大臣等が法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定確認検査機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定確認検査機関であつた者。次項において同じ。）は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部を廃止したとき又は法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

業年度ごとに当該事業年度経過後三ヶ月以内に作成し、遅滞なく確認検査の業務を行う事務所ごとに備え置くものとする。

指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二第二号及び第三号並びに第一項第一号及び第三号、第二項第一号並びに二つ目書類に記載

規定による報告は、次に掲げる事項について、文書をもって行うものとする。  
一 立入検査を行つた指定確認検査機関の名称  
及び事務所の所在地  
二 立入検査を行つた年月日

二 法第百七十七条の二十九第一項の帳簿を国土交通大臣等に、同第二項の書類を所轄特定行政庁に引き継ぐこと。  
三 その他国土交通大臣等又は所轄特定行政庁が必要と認める事項

性能の向上等に関する法律施行規則（平成八年国土交通省令第5号）第六条第一号に掲げた場合にあつては同号に規定する認定書の掲示場所に、同一条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同一条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し」とする。

第三号から第五号までは定め、書類類に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該書類の記載を変更しなければならない。

三 法第七十七条の二十一第三項に規定する事実の概要及び当該事実を証する資料  
四 その他の特定行政庁が必要と認めること  
(指定確認検査機関に係る業務の休廃止の届出)  
**第三十条** 指定確認検査機関は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする

**第二百二十九条** 指定確認検査機関の指定  
（指定確認検査機関）  
指定確認検査機関は、前項第一号の規定によ  
り書類を引き継ぐとするときは、あらかじ  
め、引継ぎの方法、時期その他の事項につい  
て、所轄特定行政庁に協議しなければならな  
い。

2 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算

用いて明確に紙面に表示されるときは、当該フイル又は電磁的記録媒体をもって同条各号の書類に代えることができる。この場合における

きは、別記第十号様式の指定確認検査機関業務  
休廃止届出書を国土交通大臣等に提出しなけれ  
ばならない。

臣の指定に係るものに限る)の名称及び住所、指定区分(当該指定確認検査機関が確認検査員を選任しないものである場合にあつては、指定

(指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請)

**第三章の二 指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請**

**第三十一条の三** 法第七十七条の三十五の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合は当該都道府県知事に、別記第十号の二様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書について掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で構造計算適合性判定の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十八条に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 事務所の所在地を記載した書類

八 申請者(法人である場合においてはその役員)が法第七十七条の三十五の三第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者(法人である場合においてはその役員)が法第七十七条の三十五の三第九号に該当しない者であることを誓約する書類

十 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 別記第十号の一の二様式による構造計算適合性判定の業務の予定件数を記載した書類

十一 構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類

十二 現に行っている業務の概要を記載した書類

十三 構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画を記載した書類

十四 申請者の親会社等について、前各号（第三号、第四号、第十号の二から第十一号まで及び前号を除く。）に掲げる書類（この場合において、第五号及び第八号から第十号までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）

十五 その他参考となる事項を記載した書類

十六 第三十二条の二 法第七十七条の三十五の三 第九号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により構造計算適合性判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意図疎通を適切に行うことができる者とする。

（構造計算適合性判定員の数）

第三十一条の三の三 法第七十七条の三十五の四 第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに（ろ）欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同表の（は）欄に掲げる値で除して得た数とする。合計したもの（一未満の端数は切り上げる）とすると。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

| 建築物<br>一トル以内の<br>床面積の合計<br>が五万平方メ<br>ートルを超える建築物                             | 四十  |
|---|---|
| 第三十一条の三の四 法第七十七条の三十五の四  | 第三号の国土交通省令で定める額は、その者が構造計算適合性判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害賠償に關し当該その者が負うべき国家賠償法による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該構造計算適合性判定に係る建築物について法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定を行う権限を有する都道府県知事が統括する都道府県が当該損害の賠償の責めに任する場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいかれか高い額とする。 |
| イ 床面積の合計が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内の建築物に係る構造計算適合性判定を行おうとする場合（口に該当する場合を除く。）五千万円 | 一千五百万円。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。   |
| ロ 床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物に係る構造計算適合性判定を行おうとする場合 一億五千万円                        | その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内において行つた構造計算適合性判定の件数の合計数を、次の表の（い）欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の（ろ）欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額   |

|        |  |   |  |    |
|--------|--|---|--|----|
| (い)    | 床面積の合計が五百平方メートル以内の建築物  | 床面積の合計が五百平方メートルを超える、二千平方メートル以内の建築物  | 三百円  | 百円 |
| 内<br>容 | 床面積の合計が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内の建築物   | 床面積の合計が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内の建築物  | 千円   |    |
| 内<br>容 | 床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物   | 床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物  | 四千五百円  |    |
| 内<br>容 | 床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物   | 床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物  | 四千五百円  |    |
| 内<br>容 | 第十七条第二項から第四項までの規定は、法第七十七条の三十五の四第三号の財産の評価額について準用する。この場合において、第十七条第二項第二号中「確認検査」とあるのは、別記第十号の三様式の指定構造計算適合性判定機関名称等変更届出書を、その指定した国土交通大臣又は都道府県知事（以下この章において「国土交通大臣等」という。）に提出しなければならない。 | 第十七条第二項から第四項までの規定は、法第七十七条の三十五の五第二項の規定により、業務区域の増加又は減少に係る認可の申請をしようとするときは、別記第十号の三の二十三号、第十四号の二及び第十五号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。      | 第十七条第二項から第四項までの規定は、法第七十七条の三十五の五第二項の規定により、業務区域の増加又は減少に係る認可の申請をしようとするときは、別記第十号の三の二十三号、第十四号の二及び第十五号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。 |    |
| 内<br>容 | 指定構造計算適合性判定機関に係る名称等の変更の届出  | 指定構造計算適合性判定機関に係る名称等の変更の届出   |  |    |
| 内<br>容 | 三十一条の四 指定構造計算適合性判定機関   | 三十一条の四 指定構造計算適合性判定機関  |  |    |
| 内<br>容 | 三十一条の四の二 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の六第一項の規定により、業務区域の増加又は減少に係る認可の申請をしようとするときは、別記第十号の三の二十三号、第十四号の二及び第十五号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。                                      | 三十一条の四の二 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の六第一項の規定により、業務区域の増加又は減少に係る認可の申請をしようとするときは、別記第十号の三の二十三号、第十四号の二及び第十五号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。 |  |    |

第二号中「その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数」とあるのは、「指定の申請日の属する事業年度の前事業年度において行つた構造計算適合性判定の件数」と読み替えるものとする。

第三十一条の六 国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の八第二項の規定によりその名称又は住所

を変更しようとするときは、別記第十号の三様式の指定構造計算適合性判定機関名称等変更届

出書を委任都道府県知事に、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第一号の三の三様式の旨三構

するときは別記第十号の三の三様式の指定期造計算適合性判定機関事務所所在地変更届出書を関係委任都道府県知事に提出しなければなら

都道府県知事の指定に係る指定構造計算適合  
らない。

性判定機関は、法第七十七条の三十五の八第三項の規定により構造計算適合性判定の業務を行

う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十号の三の三様式の指定構造計算適合性別記三機関事務所所在変更届出書六、委任状遺

(講告計算適合性判定員の選任及び解任の届出) 半定機関事務所所在地変更届出書を府県知事に提出しなければならない。委任者道

**第三十一条の七** 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の九第三項の規定に

よりその構造計算適合性判定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第十号の四様

式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書を国土交通大臣等に提出しなければならない。

しなければならぬ  
指定構造計算適合性判定機関は、前項の規定による提出をしたときは、屋帶なく、その指定

構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書の写しを、関係委任都道府県知事

（その指定をした都道府県知事を除く。）に送付  
しなければならない。

(構造計算適合性判定業務規程の認可の申請)

は 法第七十七条の三十五の十二第一項前段の規定により構造計算適合性判定業務規程の認可を受けようとするときは、別記第十号の五様式

の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程認可申請書に当該認可による構造計算適合性判定業務規程を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。

2 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十二第一項後段の規定により構造計算適合性判定業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第十号の六様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載し書面を添えて、これを国土交通大臣等に提出しなければならない。

(構造計算適合性判定業務規程の記載事項)  
**第三十一条の九** 法第七十七条の三十五の十二第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その構造計算適合性判定業務規程を関係委任都道府県知事(その指定をした都道府県知事を除く。)に送付しなければならない。  
二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 構造計算適合性判定の業務を行う時間及び一日に閑する事項  
二 事務所の所在地及びその事務所が構造計算適合性判定の業務を行う区域に関する事項  
三 構造計算適合性判定の業務の範囲に関する事項  
四 構造計算適合性判定員の選任及び解任に関する事項  
五 構造計算適合性判定に係る手数料の収納の方法に関する事項  
六 構造計算適合性判定員の配置に関する事項  
七 構造計算適合性判定の業務に関する秘密の保持に関する事項  
八 構造計算適合性判定員の配置に関する事項  
九 構造計算適合性判定の業務の実施体制に関する事項  
十 構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項  
十一 法第七十七条の三十五の十五各号に掲げる書類の備置き及び閲覧に関する事項  
十二 その他構造計算適合性判定の業務の実施に関し必要な事項  
(掲示等の記載事項等)

**第三十一条の九の二** 法第七十七条の三十五の十三の規定による国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定の番号  
二 指定の有効期間

|   |  |
|---|--|
| 三 | 機関の名称  |
| 四 | 代表者氏名  |
| 五 | 主たる事務所の住所及び電話番号  |
| 六 | 委任都道府県知事   |
| 七 | 取り扱う建築物  |
| 二 | 法第七十七条の三十五の十三の規定により指定構造計算適合性判定機関が行う掲示及び公衆の閲覧は別記第十号の六の二様式によるものとする。  |
| 三 | 法第七十七条の三十五の十三の規定による公衆の閲覧は、指定構造計算適合性判定機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。<br>(帳簿)  |
| 四 | 第三十一条の十 法第七十七条の三十五の十四第一項の構造計算適合性判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。  |
| 一 | 別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項  |
| 二 | 法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請を受理した年月日及び法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第四項の規定による通知を受けた年月日                                   |
| 三 | 構造計算適合性判定を実施した構造計算適合性判定員の氏名  |
| 四 | 構造計算適合性判定の結果   |
| 五 | 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日  |
| 六 | 構造計算適合性判定の業務に関する手数料の額  |
| 二 | 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第七十七条の三十五の十四第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。 |
| 三 | 法第七十七条の三十五の十四第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、第三十一条の十四の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。   |

## (図書の保存)

**第三十一条の十一** 法第七十七条の三十五の十四

第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書

類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第

三条の十において準用する施行規則第三条の七

(施行規則第八条の二第七項において準用する

場合を含む。)に規定する図書及び書類とする。

2 前項の図書及び書類が、電子計算機に備えら

れたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、

必要に応じ指定構造計算適合性判定機関におい

て電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面

に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的

記録媒体をもつて同項の図書及び書類に代える

ことができる。

3 法第七十七条の三十五の十四第二項に規定す

る書類(前項の規定による記録が行われた同項

のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、

法第十八条の二第四項の規定により読み替えて

適用する法第六条の三第四項又は法第十八条第

七項の規定による通知書の交付の日から十五年

間保存しなければならない。

(書類の閲覧等)

**第三十二条の十一の二** 法第七十七条の三十五の四号の国土交通省令で定める書類は、次

の各号に掲げるものとする。

**二 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計****算書又は損益計算書****三 法人である場合にあつては、役員及び構成****員の氏名及び略歴を記載した書類****四 法人である場合にあつては、発行済株式総**

数の百分の五以上の株式を有する株主又は出

資の総額の百分の五以上に相当する出資をし

ている者の氏名又は名称及びその有する株式

の数又はその者のなした出資の価額を記載し

た書類

**五 法人であつて、その者の親会社等が指定確**

認検査機関である場合にあつては、当該親会

社等の名称及び住所を記載した書類

**六 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七**

条の三十五の十五第一号及び前項第二号に定め

る書類を事業年度ごとに当該事業年度経過後

三月以内に作成し、遅滞なく構造計算適合性判

定の業務を行う事務所ごとに備え置くものとす

る。

3 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七

条の三十五の十五第二号及び第三号並びに第一

項第一号及び第三号から第五号までに定める書

類に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞

なく、当該書類の記載を変更しなければならな

い。

4 法第七十七条の三十五の十五各号の書類が、

電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記

録媒体に記録され、必要に応じ構造計算適合性

判定の業務を行なう事務所において電子計算機そ

の他の機器を用いて明確に紙面に表示されると

きは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつ

て同条各号の書類に代えることができる。この

場合における同条の規定による閲覧は、当該フ

イル又は電磁的記録媒体に記録されている事

項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方

法で行うものとする。

5 指定構造計算適合性判定機関は、第二項の書

類(前項の規定による記録が行われた同項のフ

イル又は電磁的記録媒体を含む。)を、当該

書類を備え置いた日から起算して五年を経過す

る日までの間当該構造計算適合性判定の業務を

行なう事務所に備え置くものとする。

6 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七

条の三十五の十五各号の書類(第四項の規定に

よる記録が行われた同項のファイル又は電磁的

記録媒体を含む。)を閲覧に供するため、閲覧

に関する規則を定め、構造計算適合性判定の業

務を行なう事務所における備付けその他の適当な

方法により公にしておかなければならぬ。

(監督命令に係る公示の方法)

7 第三十一条の十一の三 法第七十七条の三十五の

十六第二項の規定による公示は、次に掲げる事

項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては都道府県の公報又はウェブ

サイトへの掲載その他の適切な方法で行なうもの

とする。

(監督命令に係る公示の方法)

8 第三十一条の十一の四 法第七十七条の三十五の

十九第一項又は第二項の規定により指定構造計算

適合性判定機関の指定を取り消した場合にあつた者)は、法第七十七条の三十五の二十一第三

項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わ

なければならない。

9 第三十一条の十四 指定構造計算適合性判定機

(国土交通大臣等が法第七十七条の三十五の十

九第一項又は第二項の規定により指定構造計算

適合性判定機関の指定を取り消した場合にあつた者)が法第七十七条の三十七第一号及び第二

号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者(法人である場合においてはその役員)が法第七十七条の三十七第五号に該当しない者であることを誓約する書類

十 申請者が法人である場合においては、発行

株式総数の百分の五以上の株式を有する株

主又は出資の総額の百分の五以上に相当する

出資をしている者の氏名又は名称、住所及び

その有する株式の数又はその者のなした出資

(準用)

**第三十二条の十五** 第二十二条の規定は、法第七十七条の三十五の二第一項に規定する指定をし

たときについて準用する。

**第四章 指定認定機関****(指定認定機関に係る指定の申請)****第三十二条** 法第七十七条の三十六第一項の規定

による指定を受けようとする者は、別記第十一

号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる

書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しな

ければならない。

**一 定款及び登記事項証明書****二 申請日の属する事業年度の前事業年度に**

おける財産目録及び貸借対照表。ただし、申

請の日の属する事業年度に設立された法人に

記第十号の七様式の指定構造計算適合性判定機

関業務休廃止許可申請書を国土交通大臣等に提

出しなければならない。

**(処分の公示)****第三十二条の十三** 法第七十七条の三十五の十九

第三項の規定による公示は、次に掲げる事項に

ついて、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては都道府県の公報又はウェブ

サイトへの掲載その他の適切な方法で行なうもの

とする。

**一 処分をした年月日****二 処分を受けた指定構造計算適合性判定機**

関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法

人である場合にあつては代表者の氏名

**三 処分の内容****四 処分の原因となつた事実****(構造計算適合性判定の業務の引継ぎ)****第三十二条の十四** 指定構造計算適合性判定機

(国土交通大臣等が法第七十七条の三十五の十

九第一項又は第二項の規定により指定構造計算

適合性判定機関の指定を取り消した場合にあつた者)は、法第七十七条の三十七第五号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者(法人である場合においてはその役員)が法第七十七条の三十七第五号に該当しない旨の市町村の長の証明書

(準用)

**第三十二条の十五** 第二十二条の規定は、法第七十七条の三十五の二第一項に規定する指定をし

たときについて準用する。

**第四章 指定認定機関****(指定認定機関に係る指定の申請)****第三十二条** 法第七十七条の三十六第一項の規定

による指定を受けようとする者は、別記第十一

号様式の指定認定機関指定申請書に次に掲げる

書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しな

ければならない。

**一 認定等の業務の実施に関する計画を記載した書類****二 現に行っている業務の概要を記載した書類****三 その他参考となる事項を記載した書類**



- (指定認定機関による認定等の報告)

**第四十二条** 指定認定機関は、法第六十八条の二十四第一項に規定する認定等を行つたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、国土交通大臣に報告しなければならない。

一 型式適合認定を行つた場合 別記第十七号様式による報告書に型式適合認定書の写しを添えて行う。

二 法第六十八条の二十四第一項の認証を行つた場合 別記第十八号様式による報告書に型式部材等製造者認証書の写しを添えて行う。

三 法第六十八条の二十四第一項の認証の更新を行つた場合 別記第十九号様式による報告書に型式部材等製造者認証書の写しを添えて行う。

(帳簿)

**第四十三条** 法第七十七条の四十七第一項の認定等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 認定等を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 認定等の対象となるものの概要として次に定めるもの

イ 型式適合認定にあつては、認定の申請に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、名称、構造、材料その他の概要

ロ 型式部材等製造者の認証にあつては、認証の申請に係る工場等の名称、所在地その他他の概要及び製造をする型式部材等に係る型式適合認定番号その他の概要

三 認定等の申請を受けた年月日

四 型式部材等製造者の認証にあつては、実地検査を行つた年月日

五 型式適合認定にあつては審査を行つた認定員の氏名、型式部材等製造者の認証にあつては実地検査又は審査を行つた認定員の氏名

六 審査の結果(認定等をしない場合にあつては、その理由を含む。)

七 認定番号又は認証番号及び型式適合認定書又は型式部材等製造者認証書を通知した年月日(認定等をしない場合にあつては、その旨を通知した年月日)

- 八 法第七十七条の四十六第一項の規定による  
九 報告を行つた年月日

2 認定等に係る公示の番号及び公示を行つた年月日

3 前各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

4 法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、第四十六条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

（図書の保存）

第五十四条 法第七十七条の四十七第二項の認定等の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる認定等の業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とすること。

一 型式適合認定 施行規則第十条の五の二第一項に規定する型式適合認定申請書及びその添付図書並びに型式適合認定書の写しその他の審査の結果を記載した図書

二 型式部材等製造者の認証 施行規則第十条の五の五に規定する型式部材等製造者認証申請書及びその添付図書並びに型式部材等製造者認証書の写しその他の審査の結果を記載した図書

3 前各号の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定認定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項各号の図書に代えることができる。

4 法第七十七条の四十七第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、当該認定又は認証が取り消された場合を除き、型式適合認定の業務に係るものにあっては第四十六条の規定による引継ぎ（型式適合認定の業務に係る部分に限る。）を完了するまで、型式部材等製造者の認証の業務に係るものにあっては五年間保存しなければならない。

（指定認定機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第五十五条 指定認定機関は、法第七十七条の五第一項の規定により認定等の業務の全部又は製造者の認証の業務に係るものにあっては五年間保存しなければならない。

- (処分の公示)

**第四十五条の二** 法第七十七條の五十一第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、官報で行うものとする。

一 処分をした年月日

二 処分を受けた指定認定機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあつては代表者の氏名

三 処分の内容

四 処分の原因となつた事実  
(認定等の業務の引継ぎ)

**第四十六条** 指定認定機関（国土交通大臣が法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定認定機関であつた者）は、法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 認定等の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。  
二 認定等の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣が必要と認める事項  
(指定認定機関)

**第四十六条の二** 指定認定機関の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

**第五章 承認認定機関**

(承認認定機関に係る承認の申請)

**第四十七条** 法第七十七條の五十四第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第二十一号様式の承認認定機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一定定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借对照表その他経理の基礎を有することを明らかにする書類（以下のこの号及び第七十二条第二号において「財産目録等」という）。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録等とする。

一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第二十号様式の指定認定機関業務休廃止許可申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 三 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十七第一号及び第一号に該当しない旨を明らかにする書類

四 第三十二条第三号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる書類

（承認認定機関に係る名称等の変更の届出）

**第四十八条** 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第二十二号様式の承認認定機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（承認認定機関の業務区域の変更に係る認可の申請）

**第四十九条** 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の増加に係る認可の申請をしようとするときは、別記第二十三号様式の承認認定機関業務区域増加認可申請書に第三十二条第三号から第五号まで、第七号、第十三号及び第十四号並びに第四十七条第三号第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（承認認定機関の業務区域の変更の届出）

**第五十条** 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の減少の届出をしようとするときは、別記第二十四号様式の承認認定機関業務区域減少届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（認定員の選任及び解任の届出）

**第五十一条** 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十二第三項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第二十五号様式の承認認定機関認定員選任等届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（認定等業務規程の認可の申請）

**第五十二条** 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項前段の規定によりその認定等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第二十六号様式の承認認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項に

項後段の規定により認定等業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第二十七号様式の承認認定機関認定等業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(承認認定機関に係る業務の休廃止の届出)

**第五十三条** 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の三十四第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第二十八号様式の承認認定機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(旅費の額)

**第五十四条** 令第百三十六条の二の十三の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旅費法」という。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のため、その地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

**第五十五条** 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

**第五十六条** 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2 檢査を実施する日数は、当該検査に係る事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(準用)

**第五十七条** 第三十三条の規定による承認の申請に、第三十五条第一項の規定による承認の申請に、第三

十三条の二及び第三十六条の規定は法第六十八条の二十四第三項の規定による承認に、第三十七条、第三十八条及び第四十一条から第四十四条までの規定は承認認定機関について準用する。

#### 第六章 指定性能評価機関

(指定性能評価機関に係る指定の申請)

**第五十八条** 法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度及び翌事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 申請者が法人である場合には、役員名前(名称)を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 事務所の所在地を記載した書類

八 申請者が法人である場合にはその役員(員)が法第七十七条の三十七第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者が法人である場合においてはその役員(員)が法第七十七条の三十七第五号に該当しない者であることを誓約する書類

十 申請者が法人である場合には、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 審査に用いる試験装置その他の設備の概要及び整備計画を記載した書類

十二 評価員の氏名及び略歴を記載した書類

十三 現に行っている業務の概要を記載した書類

十四 性能評価の業務の実施に関する計画を記載した書類

十五 その他参考となる事項を記載した書類(心身の故障により性能評価の業務を適正に行うことができない者)

十六 國土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により性能評価の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者とする。

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

**第五十九条** 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十一条第一項(特定主要構造部の一部に関するものに限る)、法第二十三号、法第二十七条第一項(特定主要構造部の一部に関するものに限る)、法第六十一条第一項(防火設備に関するものに限る)、令第七十七条、令第八十条の三第一号(床、壁又は防火設備に関するものに限る)、令第九条の八(防火設備に関するものに限る)、令第一百十二条第一項、第二項、第四項第一号及び第十二項(防火設備に関するものに限る)、令第一百五十五条の二第一項第四号、令第一百二十九条の二の四第一項第七号ハ、令第一百三十七条の二の四第一号ロ並びに令第一百三十七号の二第一号ロ(4)の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二 法第二条第九号並びに令第一条第五号及び第六号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

三 法第二十条第一項(防火設備に関するものに限る)、令第二十条の八第一項第一号ハ(1)の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

四 令第二十条の八第二項の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

五 令第二十条の八第一項第一号ロ(1)の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

六 令第二十条の八第一項第一号ハ(1)の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

七 令第二十条の二第一号ニの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

八 令第二十条の三第二項第一号ロの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

九 令第二十条の七第二項から第四項までまでの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十 令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十一 令第二十二条の八第一項第一号ハの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十二 令第二十二条の九の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十三 令第二十二条の九の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十四 令第二十二条の二第二号ロの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十五 令第二十二条の二第二号ロの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十六 令第二十二条の二第二号ロの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十七 令第二十二条の二第二号ロの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十八 令第二十二条の二第二号ロの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十九 令第二十二条の二第二号ロの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十 令第二十二条の二第二号ロの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十一 令第二十二条の二第二号ロの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十二 令第二十二条の二第二号ロの認定に係る性能評価を行いう者としての指定

四 法第三十条第一項第一号及び第二項の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

五 法第三十一条第二項、令第二十九条、令第三十条第一項及び令第三十五条第一項の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

六 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

七 法第六十一条第一項(建築物の部分に関するものに限る)の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

八 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

九 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十一 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十二 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十三 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十四 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十五 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十六 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十七 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十八 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

十九 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十一 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十二 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十三 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十四 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十五 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十六 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十七 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十八 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

二十九 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

三十 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

三十一 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行いう者としての指定

- 十四 令第百八条の四第一項第二号及び第四項並びに令第百十二条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十五 令第百九条の八（建築物の部分に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十六 令第百十二条第十九項各号及び第二十一項、令第二百二十六条の二第二項第一号、令第二百二十九条の十三の二第三号並びに令第百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十七 令第百十五条第一項第三号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

十八 令第百二十三条第三項第二号及び令第二百二十九条の十三の三第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十九 令第百二十六条の五第一号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十 令第百二十六条の六第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一 令第百二十八条の七第一項、令第二百二十九条第一項及び令第二百二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十四 令第二百二十九条の二の六第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十五 令第二百二十九条の四第一項第三号、令第二百二十九条の八第一項、令第二百二十九条の十第二項及び第四項並びに令第二百二十九条の十二第一項第六号、第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十六 令第二百二十九条の十五第一号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十七 令第二百三十七条の二の二第一項第一号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十八 令第二百三十七条の二の二第二項第一号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十九 令第二百三十七条の四第一号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十 令第二百三十七条の十第一号イ（2）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

第

(指定性能評価機関の業務区域の変更に係る許可の申請)

三十九 施行規則第八条の三の認定に係る性能評価を行ふ者としての指定  
**第六十条** 指定性能評価機関に係る名称等の変更の届出  
五十六第二項において準用する法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は性能評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第三十号様式式の指定性能評価機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

三十八　施行規則第一条の三第一項第一号イ並びにロ(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十七 第一百四十四条第一項第三号イ及び第  
五号の認定並びに同条第二項において読み替  
えて準用する令第百二十九条の四第一項第三

三十六 令第二百四十四条第一項第一号ロ及びハ  
（2）の認定に係る性能評価を行う者として  
の認定に係る性能評価を行う者としての指定

の認定に係る性能評価を行う者としての指定  
三十五、令第百四十三条第二項において準用す  
る令第百三十九条第一項第三号及び第四号口

認定に係る性能評価を行ふ者としての指定  
三十四 令第百四十一條第二項において準用す  
る令第百三十九條第一項第三号及び第四号口

三十三 第百四十四条第二項において準用する  
令第百三十九条第一項第三号及び第四号の  
規定に依るときは第五項の規定による

三十一 令第百三十七条の十一第一号イ(2)の認定に係る性能評価を行う者としての指定  
三十二 令第百三十九条第一項第三号及び第四号の認定に係る性能評価を行う者としての

(指定性能評価機関に係る指定の更新)

イ 法第二条第七号から第八号まで、法第二  
十一条第一項（特定主要構造部の一部に關するものに限る）、法第二十三条若しくは  
法第二十七条第一項（特定主要構造部の一部に關するものに限る）又は令第七十条、  
令第一百八条の三第一号（床又は壁に關するものに限る）、令第一百九条の三第一号若しく  
くは第二号ハ、令第一百十二条第二項若しくは第四項第一号、令第一百五十五条の二第一項  
第四号若しくは令第一百三十七条の二の四第四号の規定に基づく認定 次に掲げる基  
準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同一の構造方法及び寸法  
の試験体を用いるものであること。ただし  
し、実際のものの性能を適切に評価でき  
る。

四 が困難であると認めるときは、第五号の規定により審査を行う場合を除き、申請者にその旨を通知し、当該構造方法、建築材料又はプログラム（次条第二号ロにおいて「構造方法等」という。）の実物又は試験体その他これに類するものの提出を受け、当該性能評価を行なうことが困難であると認める事項について試験その他の方法により審査を行うこと。

次に掲げる認定に係る性能評価を行なうに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

三 前二号の書類のみでは性能評価を行うこと。行なうことが困難であると認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

法に従い、評価員二名以上によつて行うこととする。  
一 施行規則第十条の五の二十一第一項各号に掲げる図書をもつて行うこと。  
二 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは性能評価を

**第六十三条** 法第七十七條の五十六第二項において準用する法第七十七條の四十二第一項の国十交通省令で定める方法は、次の各号に定める方

（性能評価の方法）  
ようとする場合は、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

**第六十二条** 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十一第一項の規定により、指定性能評価機関が指定の更新を受けた（指定性能評価機関に係る指定の更新）

(2) (ii) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(iii) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量及びその他の数値により適切に判定を行うことができるものであること。

施行規則別表第二の法第二条第九号の認定に係る評価の項の(い)欄に規定す

認定に係る評価の項の（い）欄に規定するガス有害性試験不要材料 令第百八条の二第一号及び第二号に掲げる要件を満たしていることを確かめるための基準として次に掲げる基準に適合するもの

(i) 実際のものと同一の材料及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

（1）施行規則別表第一の法第二条第九号の規定によるものであること。  
法第二条第九号又は令第一条第五号若しくは第六号の規定に基づく認定 次に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ次に定める試験方法

(4) 合においてはこの限りでない。  
当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことがで

「長期許容荷重」といふことは、ある構造が、その構造に作用する力が生じた状態で行うものであること。ただし、当該試験に係る構造に長期許容応力度に相当する力が生じないことが明らかな場合又はその他の方法により試験体の長期許容応力度に相当する力が生じた状態における性能を評価できる場

を支えるものに限る。)に当該試験体の長期に生ずる力に対する許容応力度(以下「長期応力度」という。)に相当

(3) 試験体（自重、積載荷重又は積雪荷重  
による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(2) る場合においては、異なる寸法とすることがで  
きる。通常の火災による火熱を適切に再現す  
ることができる加熱炉を用い、通常の火





条の二十五第六項の規定による承認に、第六十三条、第六十四条及び第六十七条から第六十九条までの規定は承認性能評価機関に、第五十四条から第五十六条までの規定は法第七十七条の五十七第二項において準用する法第七十七条の四十九第一項の検査について準用する。

#### 第八章 雜則

(権限の委任) 第八条 法第六条の二第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む)、法第七条の二第一項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む)及び法第四章の二第二節並びに第三十一条に規定する国土交通大臣の権限のうち、その確認検査の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定確認検査機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。

2 法第十八条の二第一項及び法第四章の二第三節並びに第三十一条の十四に規定する国土交通大臣の権限のうち、その構造計算適合性判定の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみにおいて行う指定構造計算適合性判定機関に関するものは、当該地方整備局長に委任する。

#### 附 則

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十一年五月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年一月三一日建設省令第一〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二年三月三一日建設省令第一九号)抄

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月三一日建設省令第二五号)

この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二年一月二〇日建設省令第四一号)抄

(施行期日) 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日国土交通省令第七二号) 省令第七二号

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二年三月三〇日国土交通省令第七四号)

この省令は、淨化槽法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月三〇日国土交通省令第五九号)抄

この省令は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年五月十八日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月一四日国土交通省令第一二八号)抄

この省令は、平成十三年十月十五日から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月二七日国土交通省令第一二〇号)抄

この省令は、平成十三年十月十五日から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月二七日国土交通省令第一二〇号)抄

この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年一月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月一〇日国土交通省令第一六号)抄

この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年七月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月一〇日国土交通省令第一六号)抄

この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年七月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月一八日国土交通省令第一六号)抄

この省令は、密市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年十二月十九日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月一八日国土交通省令第一六号)抄

この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九号)の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月一九日国土交通省令第一七号)抄

(施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年五月二五日国土交通省令第五八号) 省令第五八号

(施行期日) 1 この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月二七日国土交通省令第五九号)抄

この省令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月二八日国土交通省令第五九号)抄

この省令は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年五月十八日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月二七日国土交通省令第六六号)抄

この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年五月二七日国土交通省令第六六号)抄

この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

#### 附 則 (平成二年五月二七日国土交通省令第六六号)抄

この省令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年九月三十日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年九月二九日国土交通省令第六六号)抄

この省令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年九月二九日国土交通省令第六六号)抄

この省令は、建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号)の施行の日(平成十九年六月二十日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年九月三〇日国土交通省令第二七号)抄

この省令で定める数(第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(以下この条において「旧機関省令」という。)第十六条及び第十七条第一号の国土交通省令で定める数(第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令に定めるところによる。

#### 附 則 (平成二年九月三〇日国土交通省令第二七号)抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二年九月三〇日国土交通省令第二七号)抄

(施行期日) 1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前ににおける助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

#### 附 則 (平成二年九月六月一九日国土交通省令第六六号)抄

この省令は、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第三十八条及び第六十四条に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から十一まで略

#### 附 則 (平成二年九月六月一九日国土交通省令第六六号)抄

この省令は、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第三十九条及び第六十四条に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年九月六月一九日国土交通省令第六六号)抄

この省令は、建築基準法に基づく指定資格�定機関等に関する省令第三十九条及び第六十四条に規定する規定の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

#### 附 則 (平成二年九月六月一九日国土交通省令第六六号)抄

(施行期日) 1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

物又は工作物について新基準法第六条第一項（新基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。の履行を確保するために必要な額としてそれぞれ当該イからハまでに定める額とする。

イ 新機関省令第十五条各号のいずれかの指定を受けようとする場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）三千万円

ロ 新機関省令第十五条第五号又は第六号のいずれかの指定を受けようとする場合（ハに該当する場合を除く。）五千万円

ハ 新機関省令第十五条第七号又は第八号のいずれかの指定を受けようとする場合 一億円

この省令の施行の際現に旧基準法第六条の二第一項又は第七条の二第一項の規定による指定を受けている者に関する新機関省令第十七条の規定の適用については、施行日から起算して二十年を経過する日までの間は、同条第一項第二号中「当該事業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内において」とあるのは、「建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）」の施行の日（平成十九年六月二十九日）から当該事業年度の開始の日の前日までの間にとする。

3 施行日前五年以内に旧基準法第六条第一項又は第六条の二第一項（これらの規定を旧基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証（計画の変更に係るものと除く。）の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物に係る旧機関省令第二十九条第一項に規定する書類（同条第二項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）で、この省令の施行の際現に同条第三項の定めるところにより保存しているものは、当該確認済証の交付の日から十五年間保存しなければならない。

4 この省令の施行の際現に旧機関省令第五十九条第二十三号に掲げる区分に従い旧基準法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受け

てゐる者は、新機関省令第五十九条第二十三号に掲げる区分に従い新基準法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けた者とみなす。

附則（平成二〇年一月二八日国土交

**附 則**（平成二〇年一月二八日国土交通省令第九五号）  
（施行期日）  
一 この省令は、平成二十一年九月二十八日から施行する。  
（経過措置）

この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第五十九条第二十号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けている者については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年七月一二日国土交通省令第六一号）

（施行期日）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第五十九条第二十号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けている者については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附 則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五号）抄

（施行期日）

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年

六月一日。以下「施行日」という。) から施行する。

宋二冬

新施行規則第二条から第三条まで、第三条の基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（以下「新機関省令」という。）第三十一条の十及び第三十二条の十一の規定は、施行日以後に改正後の建築基準法による改訂後（以下「新法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は新法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前に旧法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は旧法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第五十九条第一号に掲げる区分に従い旧法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けている者は、新機関省令第五十九条第一号に掲げる区分に従い新法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けた者とみなす。

施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年一二月一日国土交通省令第八一号）

（施行期日）

この省令は、平成二十七年十二月三十一日から施行する。  
(経過措置)

この省令の施行前に建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は同法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対してされた性能評価の申請については、なお従前の例による。

「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年六月一日。以下

建  
55

**第三条** 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（次項において「旧機関省令」という。）第五十九条第一号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けている者は、施行日に第二条の規定による改正後の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（次項において「新機関省令」という。）第五十九条第一号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けた者とみなす。

**第二条** 第二条の規定の施行の際現に旧機関省令第五十九条第三号の二に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けている者は、施行日に新機関省令第五十九条第一号及び第三号の二に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けた者とみなす。

**附 則**（平成二八年一月三〇日国土交通省令第八〇号）抄  
この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

**附 則**（平成三十一年九月一二日国土交通省令第六十九号）  
この省令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十三年九月二十五日）から施行する。

**附 則**（令和元年五月七日国土交通省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年六月二〇日国土交通省令第一五号）抄  
（施行期日）  
この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。  
（経過措置）



する指定確認検査機関の指定の更新、新機関令  
令第二十五条第一項に規定する確認検査業務規  
程の認可及び同条第二項に規定する確認検査業  
務規程の変更の認可並びにこれらに関する手  
続その他の行為は、この省令の施行の日前に  
おいても、新機関令の規定の例により行うこ  
とができる。

### 別記 第一号様式（第十四条関係）（A4）

|   |  |
|---|--|
| 別記<br>第一号様式（第十四条関係）（A4）   |  |
| 指定確認検査機関指定申請書   |  |
| 年 月 日   |  |
| 国土交通大臣<br>地方整備大臣<br>監事  |  |
| 申請者の住所又は<br>工場の名称<br>申請者の氏名又は登録<br>番号   |  |
| 申請基準に係る次の欄は本文に第7条の2第1項の規定を受けた上で、同法第14条の18<br>第2項の規定により、申請します。   |  |
| 1. 指定を受けようとする区分（確認検査を専任しない場合は、指定期間を記載すること。<br>2. 確認検査の範囲を行う業務の名称及び所在地<br>3. 確認検査の実績を附し、うする年月日<br>4. 確認検査の実績を附し、うする年月日 |  |
| 参考：1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。<br>2. 第14条第2項に掲げる業務を記述すること。   |  |

### 第二号様式（第十四条関係）（A4）

| 確認検査の実施の予定件数  |                                      |      |
|---|--------------------------------------|------|
| 業種  | の 区 分                                | 予定件数 |
| 床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以内の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び建築物の区分1項の認定（令第136号の2）第1項第1号に該する認定に従事する以下同じ。）を有する場合に各区分を要する区分を付す（建築物に限る。） | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |
| 床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上の建築物（法第6条第1項第4号に掲げる建築物及び法第66条の1項の認定を受けた業式に付する建築物の部分を有する建築物を除く。）                                  | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |
| 床面積の合計が500m <sup>2</sup> を超える建築物  | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |
| 床面積の合計が2,000m <sup>2</sup> を超える、10,000m <sup>2</sup> 以下の建築物   | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |
| 床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超える建築物   | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |
| 小荷物専用荷場以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものと除く。）   | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |

### 第二号の二様式（第十四条関係）（A4）

| 過去20年間算出されるにおける確認検査の実施件数                                  |                                      |      |
|---|--------------------------------------|------|
| 期間  | 年 月 日から 年 月 日まで                      | 実施件数 |
| 床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以内の建築物                           | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |
| 床面積の合計が500m <sup>2</sup> を超える、10,000m <sup>2</sup> 以下の建築物 | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |
| 床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超える建築物                       | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |
| 小荷物専用荷場以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものと除く。）                         | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |
| 小荷物専用荷場（建築物の計画に含まれるものと除く。）                                | 建築確認 件<br>完了検査 件<br>中間検査 件<br>使用認定 件 |      |

第三号様式（第十八条関係）（A4）

|     |        |
|-----|--------|
| 工作物 | 建築確認 件 |
|     | 完成検査 件 |
|     | 中間検査 件 |
|     | 暫定確認 件 |
|     | 定期確認 件 |
| 合   | 計 件    |
|     | 完成検査 件 |
|     | 中間検査 件 |
|     | 定期確認 件 |

備考 1 申請の日の属する事業年度の事業者を括弧で記し、て該日の事業年度以外において行った確認検査の件数を記載すること。ただし、被審査物の実施化の確認検査とその他の確認検査を併せて一括して「(平成XX年)」と表す場合は、(平成XX年)の確認検査と(平成XX年)の他の確認検査の間に正確に「(平成XX年)」と表す。2 事業年度による区分の有無を確認申請書(以下、「事業年度」という。)第6条の第1項(事業年度の区分等)第1号の(1)又は第2号の(1)又は第3号の(1)に規定する区分(以下、「区分」といふ。)に該する場合は、区分の名称(区分名)の前後(左端と右端)に(平成XX年)の区分名から第1号(区分名)に(平成XX年)の区分名まで(区分名)と記載すること。3 事業年度による区分を付けている場合は、区分の施行の日(平成XX年)の区分名から第1号(区分名)を記載すること。4 申請の日が区分の施行の日から日までの間において行った確認検査の件数を記載すること。

2 事業年度による区分の有無を確認申請書(以下、「事業年度」といふ。)第6条の第1項(事業年度の区分等)第1号の(1)又は第2号の(1)又は第3号の(1)に規定する区分(以下、「区分」といふ。)に該する場合は、区分の名称(区分名)の前後(左端と右端)に(平成XX年)の区分名から第1号(区分名)に(平成XX年)の区分名まで(区分名)と記載すること。

第四号様式（第十九条関係）（A4）

|                  |    |
|------------------|----|
| 国土交通大臣<br>地方整備大臣 | 署名 |
| 国土交通大臣<br>地方整備大臣 | 署名 |
| 国土交通大臣<br>地方整備大臣 | 署名 |

備考 1 は住所又は事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の21第2項の規定により、次のとおり届け出ます。  
2 変更後の名前若しくは住所又は事務所の所在地  
3 変更の理由

備考 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第五号様式（第二十条関係）（A4）

|                  |    |
|------------------|----|
| 国土交通大臣<br>地方整備大臣 | 署名 |
| 国土交通大臣<br>地方整備大臣 | 署名 |
| 国土交通大臣<br>地方整備大臣 | 署名 |

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 第16号第1号から第5号まで、第7号、第9号、第10号の2、第13号、第15号及び第16号に掲げる書類を添付すること。

備考 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第六号様式（第二十四条関係）（A4）

第六号様式（第二十四条関係）（A4）

国土交通大臣  
地方整備局長 総  
知事

提出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
提出者の氏名又は名称

確認検査員又は副確認検査員の責任（郵便）をしたので、建築基準法第7条の2第3項の規定により、次のとおり申します。

1 謹任（郵便）した確認検査員又は副確認検査員の氏名及び照会  
2 謹任（郵便）の理由

備考 1 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 郵便の場合には、略歴の記載は不要。

第七号様式（第二十五条関係）（A4）

第七号様式（第二十五条関係）（A4）

国土交通大臣  
地方整備局長 総  
知事

提出確認検査員確認検査員登録証交付申請書

年 月 日

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

確認検査業務取扱の認可を受けたいので、建築基準法第77条の2第1項前段の規定により、次のように申します。

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 郵便に係る確認検査業務取扱を添付すること。

第八号様式（第二十五条関係）（A4）

第八号様式（第二十五条関係）（A4）

国土交通大臣  
地方整備局長 総  
知事

提出確認検査員確認検査員登録証交付申請書

年 月 日

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

確認検査業務取扱の認可を受けたいので、建築基準法第77条の2第1項後段の規定により、次のように申します。

1 家更の内容  
2 家更の理由

備考 1 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 郵便に係る確認検査業務取扱を添付すること。

第九号様式（第二十七条関係）

第九号様式（第二十七条関係）

この欄は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、審査の内容を表示しています。

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 指定の事項     | 指定確認検査機関（）番 号<br>加筆  |
| 指定の有効期間   | 年 月 日から 年 月 日まで      |
| 権利の範囲     | 主たる事務所の住所<br>電話番号（-） |
| 代表者の氏名    |                      |
| 審査区城      |                      |
| 施設実況写真    |                      |
| 監督・建物等    |                      |
| 実施する検査の範囲 |                      |

備考 1 「指定区分」の欄には、指定確認検査機関としての指定の主要な内容を記入すること。  
2 「取扱う建設物等」の欄には、該機関で対応する主要な建設物等を記入すること。  
3 「実施する検査の範囲」の欄には、審査者又は指定検査機関によって実施される検査の別を記入すること。  
4 「監督・建物等」の欄には、監督の対象とする場合における用語標識の大さりは、横50cm以上とするること。

## 第十一号様式（第三十一条の二関係）（A4）

指定確認検査機関審査基準書

年 月 日

国土交通大臣  
地方整備大臣  
監査官提出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
提出者の氏名又は名称

確認検査の実施の際（全般）の停止（廃止）をするので、建築基準法第77条の第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 休止（廃止）しうとする確認検査の実施期間
- 2 休止（廃止）しうとする年月日
- 3 休止しうとする場合は、その期間
- 4 休止（廃止）の理由

備考：提出者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。

## 第十一号の二様式（第三十二条の二関係）（A4）

指定概算合計合意料認定検査申込書

年 月 日

国土交通大臣  
地方整備大臣  
監査官申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

建築基準法第18条の第1項の規定を受けたいので、同法第27条の3の2第1項の規定により、申請します。

- 1 施設を構成する建物の種類と面積
- 2 施設を構成する建物の所在場所の名称及び所在地
- 3 確認検査者合意料認定検査にしうする年月日

備考：申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。

2 第31条の各号に掲げる書類を添付すること。

## 第十一号の二の二様式（第三十二条の三関係）（A4）

構造計算合意料認定の予定件数

| 第 一 の 区 分   | 予定件数 |
|---|------|
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚  | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付随する建物の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上の建築物                               | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付随する建物の合計が1,000m <sup>2</sup> 未満又は、2,000m <sup>2</sup><br>以上の建築物   | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付随する建物の合計が2,000m <sup>2</sup> 未満又は、10,000m <sup>2</sup><br>以上の建築物  | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付随する建物の合計が10,000m <sup>2</sup> 未満又は、50,000m <sup>2</sup><br>以上の建築物 | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付随する建物の合計が50,000m <sup>2</sup> を超える建築物                             | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付隨する建物の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上の建築物                               | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付隨する建物の合計が1,000m <sup>2</sup> 未満又は、2,000m <sup>2</sup><br>以上の建築物   | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付隨する建物の合計が2,000m <sup>2</sup> 未満又は、10,000m <sup>2</sup><br>以上の建築物  | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付隨する建物の合計が10,000m <sup>2</sup> 未満又は、50,000m <sup>2</sup><br>以上の建築物 | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付隨する建物の合計が50,000m <sup>2</sup> を超える建築物                             | 件    |
| 合計  | 件    |

備考：1 申請年次度に施行する年月日を記入すること。

2 構造計算合意料認定の予定件数の確定理由を記入すること。  
(別紙の別添の欄を記入すること。)

3 指定の更新の場合には、新事業年度の実績を記載すること。

## 第十一号の二の三様式（第三十二条の三関係）（A4）

過去20年事業年度における受けた構造計算合意料認定の実績件数

| 第 一 の 区 分   | 実績件数 |
|---|------|
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付隨する建物の合計が1,000m <sup>2</sup> 以上の建築物                               | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付隨する建物の合計が1,000m <sup>2</sup> 未満又は、2,000m <sup>2</sup><br>以上の建築物   | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付隨する建物の合計が2,000m <sup>2</sup> 未満又は、10,000m <sup>2</sup><br>以上の建築物  | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付隨する建物の合計が10,000m <sup>2</sup> 未満又は、50,000m <sup>2</sup><br>以上の建築物 | 件    |
| 特許権合意料認定書又は<br>特許権合意料認定書の複数枚<br>に付隨する建物の合計が50,000m <sup>2</sup> を超える建築物                             | 件    |
| 合計  | 件    |

備考：1 申請の日における事業年度の前事業年度から算起して過去20年事業年度以

前にて行つた構造計算合意料認定の件数を記入すること。ただし、被

基規法の一般規定による年月日（平成27年法規認定登録年月日、以下「登録年」と

いいます）の登録年と前事業年度の登録年とが同一の場合は、登録年と前事業

年度とを区別するため、登録年と前事業年度の登録年とを記入すること。

2 登録年と前事業年度の登録年とが異なる場合は、登録年と前事業年度の登録年

とを記入すること。

3 登録年と前事業年度の登録年とが異なる場合は、登録年と前事業年度の登録年

とを記入すること。

4 登録年と前事業年度の登録年とが異なる場合は、登録年と前事業年度の登録年

とを記入すること。

第十号の三様式（第三十一条の四、第三十一条の六関係）  
(A4)

お構造計算適合性判定の内訳を記載すること。  
2 各事業者ごとの構造計算適合性判定の実施件数の内訳を記載した書類  
を添付すること。

第十号の三の二様式（第三十一条の四の一関係）  
(A4)

第十号の三様式（第三十一条の四、第三十一条の六関係）(A4)

指定構造計算適合性判定義務等変更届出書

年 月 日

国土交通大臣  
地方整備局長 殿

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

名前又は住所を変更するので、建築基準法第77条の35の5第2項又は第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 变更後の名称又は住所
- 2 年 月 日
- 3 变更の理由

備考 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第十号の三の三様式（第三十一条の四の六関係）  
(A)

第十号の三の三様式（第三十一条の六関係）(A4)

指定構造計算適合性判定義務等変更届出書

年 月 日

知事 殿

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

構造計算適合性判定の実施を行う事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の35の8第2項又は第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 变更前の名称又は住所
- 2 变更後（新設）の名称又は住所
- 3 变更の理由

備考 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第十号の四様式（第三十一条の七関係）（A4）

指定構造計算適合性判定機関提出計算適合性判定員認定等届出書

年月日

国土交通大臣  
地方整備局長 殿  
御名申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

構造計算適合性判定員の届出（解任）をしたので、建築基準法第7条の35の9第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 選任（解任）した構造計算適合性判定員の氏名及び職位
- 選任（解任）した構造計算適合性判定員の氏名及び職位

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 選任の場合は、選任された者には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第十号の五様式（第三十一条の八関係）（A4）

指定構造計算適合性判定機関提出計算適合性判定業務承認可申請書

年月日

国土交通大臣  
地方整備局長 殿  
御名申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

構造計算適合性判定業務の認可を受けたいので、建築基準法第7条の12第1項前段の規定により、次のとおり申請します。

- 変更の内容
- 変更の理由

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 許可に係る構造計算適合性判定業務規程に添付すること。

第十号の六様式（第三十一条の八関係）（A4）

指定構造計算適合性判定機関提出計算適合性判定業務規程  
変更届け出書

年月日

国土交通大臣  
地方整備局長 殿  
御名申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

構造計算適合性判定業務の変更の認可を受けたいので、建築基準法第7条の25の2第1項前段の規定により、次のとおり申請します。

- 変更の内容
- 変更の理由

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 变更前の届出は、変更前及び変更後を対象とした新旧文の変換表を添付すること。

第十号の六の二様式（第三十一条の九の二関係）

| 第十号の六の二様式（第三十一条の九の二関係）  |        |
|-------------------------|--------|
| 上部欄記入用                  | 下部欄記入用 |
| 認定の事項 地方整備局長 殿          | （ ）第 号 |
| 認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで |        |
| 施設の名前                   |        |
| 主たる事務所の住所 電話番号 ( )      |        |
| 代表者の氏名                  |        |
| 直轄・支局・事務所               |        |
| 監修部課名                   |        |
| 監修者氏名                   |        |

備考 1 「設計監修者登録簿」の欄には、建築基準法第7条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行なうこととした者登録登録事務の欄に記載すること。  
2 本件の監修者は、当該構造計算適合性判定機関提出計算適合性判定規程、構造計算適合性判定実績登録簿と同様に、構造計算適合性判定規程に記載するものと同一のものとみなすことを認めるること。  
3 本件の監修者は、監修登録登録事務の欄に記載する機関提出計算適合性判定規程の大きさに、契約金額に応じて監修登録登録料金を支払うこと。

## 第十一号の七様式（第三十一条の十二関係）（A4）

## 第十号の七様式（第三十一条の十二関係）（A4）

指定期算業者合併判定認開業登録許可申請書  
年 月 日  
国土交通大臣 殿  
地方整備局長 殿  
参考事

申 請 者 の 住 所 又 は  
主たる事務所の所在地  
申 請 者 の 氏 名 又 は 姓 名  
建設基準法第66条の2第1項の指定を受けたい  
方の、建築基準法施行令の第1項の規定により、次のものに附記します。  
1 住所（地番）しきうどうする年月日 算業合併判定の業務の範囲  
2 住所（地番）しきうどうする年月日 算業合併判定の業務の範囲  
3 住所（地番）しきうどうする年月日 算業合併判定の業務の範囲  
4 住所（地番）しきうどうする年月日 算業合併判定の業務の範囲  
備考 申 請 者 が 代 行 ある場合は、代 行者の 氏名も併せて記載すること。

## 第十一号様式（第三十二条関係）（A4）

## 第十一号様式（第三十二条関係）（A4）

指定認定換開指定申請書  
年 月 日  
国土交通大臣 殿  
申 請 者 の 住 所 又 は  
主たる事務所の所在地  
申 請 者 の 氏 名 又 は 姓 名  
建築基準法第66条の2第1項の指定を受けたいので、同法第77条の第2項の規定により、申請します。  
1 指定を受けようとする業務区域  
2 指定を受けようとする区分  
3 指定等の業務を行う事務所の名称及び所在地  
4 指定等の業務を開始しようとする年月日  
備考 1 申 請 者 が 代 行 ある場合は、代 行者の 氏名も併せて記載すること。  
2 第36条各号に掲げる要件を添付すること。

## 第十二号様式（第三十四条関係）（A4）

## 第十二号様式（第三十二条関係）（A4）

指定認定換開変更届出書  
年 月 日  
国土交通大臣 殿  
届 出 者 の 住 所 又 は  
主たる事務所の所在地  
届 出 者 の 氏 名 又 は 姓 名  
名前若しくは住所又は事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の第2項の規定により、次とおり届け出ます。  
1 実更後の名前若しくは住所又は事務所の所在地  
2 変更しようとする年月日  
3 変更の理由  
備考 届 出 者 が 代 行 ある場合は、代 行者の 氏名も併せて記載すること。

## 第十三号様式（第三十五条関係）（A4）

指定認定換開業務区域変更許可申請書  
年 月 日  
国土交通大臣 殿  
申 請 者 の 住 所 又 は  
主たる事務所の所在地  
申 請 者 の 氏 名 又 は 姓 名  
業務区域の範囲（減少）に既存の許可を受けたいので、建築基準法第77条の40第1項の規定により、次のとおり提出します。  
1 業務区域の縮小（減少）の範囲  
2 業務区域を増加（減少）しきうどうする年月日  
3 業務区域を増加（減少）しきうどうする理由  
備考 1 申 請 者 が 代 行 ある場合は、代 行者の 氏名も併せて記載すること。  
2 第36条第1号から第7号まで、第7号、第13号及び第14号に掲げる書類を添付すること。

第十四号様式（第三十九条関係）（A4）

国土交通大臣 殿  
年 月 日認定書の提出（郵便）をしたので、建築基準法第7条の4第3項の規定により、  
次のとおり届け出ます。

1. 選任（郵便）した認定員の氏名及び略歴  
2. 選任（郵便）の理由

備考 1. 提出者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2. 選任の場合は、略歴の記載は不要。

第十五号様式（第四十条関係）（A4）

国土交通大臣 殿  
年 月 日申請者の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

認定等業務規範の認可を受けたので、建築基準法第7条の4第1項前段の規定により、別添のとおり申告します。

- 備考 1. 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2. 認可の旨は、認可済及び変更後を明示した新旧条文の对照表を添付すること。

第十六号様式（第四十二条関係）（A4）

国土交通大臣 殿  
年 月 日申請者の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称認定等業務規範の変更の認可を受けたので、建築基準法第7条の4第1項後の規定により、次のとおり申告します。  
1. 変更の内容  
2. 変更の理由

- 備考 1. 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2. 変更の内容は、変更前及び変更後を明示した新旧条文の对照表を添付すること。

第十七号様式（第四十二条関係）（A4）

国土交通大臣 殿  
年 月 日報告者の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
報告者の氏名又は名称

質問書の認定を行ったので、建築基準法第7条の4第1項（建築基準法第7条の4第1項において準用する同法第46条第1項）の規定により、次のとおり報告します。

1. 認定を受けた者の氏名又は名称  
2. 認定を行った際に用いた建築物の部分又は工作物の部分の種類  
3. 認定番号  
4. 認定年月日

備考 1. 報告者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2. 質問書に記載の事項を添付すること。

## 第十八号様式（第四十二条関係）（A4）

第十八号様式（第四十二条関係）（A4）

年月日

国土交通大臣 殿

報告者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
報告者の氏名又は名称

報告者に型式部材等製造者の認証を行ったか、建築基準法第77条の66第1項（建築基準法第77条の66第2項に規定する同法第77条の66第1項）の規定により、次のとおり報告します。

- 1 認証を受けた者の氏名又は名称
- 2 型式部材等の種類
- 3 認証番号
- 4 認証年月日

備考 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 型式部材等製造者認証書の写しを添付すること。

## 第十九号様式（第四十二条関係）（A4）

第十九号様式（第四十二条関係）（A4）

年月日

国土交通大臣 殿

報告者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
報告者の氏名又は名称

報告者に型式部材等製造者の認証の更新を行ったか、建築基準法第77条の66第1項（建築基準法第77条の66第2項に規定する同法第77条の66第1項）の規定により、次のとおり報告します。

- 1 認証の更新を受けた者の氏名又は名称
- 2 型式部材等の種類
- 3 認証番号
- 4 更新年月日

備考 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 型式部材等製造者認証書の写しを添付すること。

## 第二十号様式（第四十五条関係）（A4）

第二十号様式（第四十五条関係）（A4）

年月日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

認定申請の事務所の一部（会社）の休止（廃止）に基づく許可を受けたので、建築基準法第77条の66第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 休止（廃止）しようとする認定の事務所の範囲
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）の理由

備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

## 第二十一号様式（第四十七条関係）（A4）

第二十一号様式（第四十七条関係）（A4）

年月日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

認定申請が第66条の第3項の認定を受けたので、同法第77条の66第2項において認定する申請者に係る同法第77条の66第2項の規定により、申請します。

- 1 承認を受けようとする業務区域
- 2 承認を受けようとする区分
- 3 認定等の業務を行う事務所の名前及び所在地
- 4 認定等の業務を開始しようとする年月日

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 第47条各号に掲げる書類を添付すること。

第二十二号様式（第四十八条関係）（A4）  
承認認定機関開業登記変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

提出者 の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
提出者の氏名又は名称

名前若しくは住所又は事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の54第2項において規定する旨用する旨由第77条の54第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更後の名前若しくは住所又は事務所の所在地

2. 変更しようとする年月日

3. 変更の理由

備考 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第二十三号様式（第四十九条関係）（A4）  
承認認定機関開業登記区域増加認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

業務区域の増加に係る認可を受けたいので、建築基準法第77条の54第2項において規定する旨用する旨由第77条の54第2項の規定により、次のとおり申請します。

1. 業務区域の増加の範囲

2. 業務区域を増加しようとする年月日

3. 業務区域を増加しようとする理由

備考 1. 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2. 第2条第3号及び第4号並びに第7号、第7号、第13号及び第14号並びに第17号  
条第1号及び第2号に則する書類を添付すること。第二十四号様式（第五十条関係）（A4）  
承認認定機関開業登記区域減少認可書

年 月 日

国土交通大臣 殿

提出者の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
提出者の氏名又は名称

業務区域を減少したので、建築基準法第77条の54第2項において規定する旨用する旨由第77条の54第2項の規定により、次のとおり届け出します。

1. 業務区域の減少の範囲

2. 業務区域を減少した年月日

3. 業務区域の減少の理由

備考 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第二十五号様式（第五十一条関係）（A4）  
承認認定機関認定選任等認可書

年 月 日

国土交通大臣 殿

提出者の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
提出者の氏名又は名称

認定員の選任（解任）をいたので、建築基準法第77条の54第2項において規定する旨用する旨由第77条の54第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 選任（解任）した認定員の氏名及び略歴

2. 選任（解任）の理由

備考 1. 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2. 解任の場合は、略歴の記載は不要。

## 第二十六号様式（第五十二条関係）（A4）

第二十六号様式（第五十二条関係）（A4）

承認認定機関認定等業務規則認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

認定等業務規則の認可を受けたもので、認定基準法第7条の54第2項において準用する同法第7条の55第1項後段の規定により、別紙のとおり申請します。

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 該可に係る認定等業務規則を添付すること。

## 第二十七号様式（第五十二条関係）（A4）

第二十七号様式（第五十二条関係）（A4）

承認認定機関認定等業務規則変更認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

認定等業務規則の変更の認可を受けたもので、認定基準法第7条の54第2項において準用する同法第7条の55第1項後段の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照した新旧条文の对照表を添付すること。

## 第二十八号様式（第五十三条関係）（A4）

第二十八号様式（第五十三条関係）（A4）

承認認定機関業務休延止届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

提出者の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
提出者の氏名又は名称

認定等の業務の一宗（全部）の休延（延止）をするもので、認定基準法第7条の54第2項において準用する同法第7条の55第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

1 休止（延止）しようとする認定等の業務の範囲

2 休止（延止）しようとする年月日

3 休止しようとする場合には、その期間

4 休止（延止）の理由

備考 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

## 第二十九号様式（第五十八条関係）（A4）

第二十九号様式（第五十八条関係）（A4）

指定性能評価機関認定申込書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所 又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

認定基準法第66条の7第2項の規定を受けたもので、同法第7条の56第2項において準用する同法第7条の55第2項の規定により、申請します。

1 指定を受けようとする業務区域

2 指定を受けようとする区分

3 性能評価の業務を行う多務所の名前及び所在地

4 性能評価の業務を開始しようとする年月日

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 第66条各号に掲げる書類を添付すること。

## 第三十号様式（第六十条関係）（A4）

第三十号様式（第六十条関係）（A4）

指定性評価審査変更登出書

年月日

国土交通大臣 署

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称

名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の56第2項において使用する用語第77条の1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 变更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地

2 变更しようとする年月日

3 变更の理由

備考 届出者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。

## 第三十一号様式（第六十一条関係）（A4）

第三十一号様式（第六十一条関係）（A4）

指定性評価審査変更登出書

年月日

国土交通大臣 署

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称

業務区域の増加（減少）による許可を受けたいので、建築基準法第77条の56第2項において使用する用語第77条の1項の規定により、次のとおり申請します。

1 業務区域の増加（減少）の範囲

2 業務区域を増加（減少）しようとする年月日

3 業務区域を増加（減少）しようとする理由

備考 1 届出者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 第66号第1号から第5号まで、第71号、第72号、第74号及び第75号に  
掲げる用語を適用すること。

## 第三十二号様式（第六十五条関係）（A4）

第三十二号様式（第六十五条関係）（A4）

指定性評価審査変更登出書

年月日

国土交通大臣 署

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称

評議員の選任（解任）をしたので、建築基準法第77条の56第2項において用語する用語第77条の3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 選任（解任）した評議員の氏名及び履歴

2 選任（解任）の理由

備考 1 届出者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 解任の場合には、地盤の記載は不要。

## 第三十三号様式（第六十六条関係）（A4）

第三十三号様式（第六十六条関係）（A4）

指定性評価審査変更登出書

年月日

国土交通大臣 署

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称

評議員の選任（解任）をしたので、建築基準法第77条の56第2項において用語する用語第77条の3項の規定により、次のとおり届け出ます。

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 選任の場合には、地盤の記載は不要。

第三十四号様式（第六十六条関係）（A4）

第三十四号様式（第六十六条関係）（A4）

承認性評価機関承認変更許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の住所又は  
登録事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

性別評価業務規程の変更の許可を受けたひいて、建築基準法第77条の50第2項において規定する同法第77条の5の規定による、次のとおり申します。

1 実施の内容

2 変更の理由

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照した新旧条文の对照表を添付すること。

第三十五号様式（第七十条関係）（A4）

第三十五号様式（第七十条関係）（A4）

承認性評価機関承認停止許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の住所又は  
登録事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

性別評価業務規程の変更の許可を受けたひいて、建築基準法第77条の5の規定による、次のとおり申します。

1 休止（廃止）しようとする性別評価の実施の範囲

2 休止（廃止）しようとする年月日

3 休止しようとする場合にあっては、その範囲

4 休止（廃止）の理由

備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第三十六号様式（第七十二条関係）（A4）

第三十六号様式（第七十二条関係）（A4）

承認性評価機関承認申請書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の住所又は  
登録事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

建築基準法第68条の2第4項の規定を受けたひいて、同法第77条の5の規定によつて使用する性別評価の実施の範囲に於ける、次のとおり申請します。

1 承認を受けようとする実施範囲

2 承認を受けようとする区分

3 性別評価の業務を行なう事務所の名称及び所在地

4 性別評価の業務を開始しようとする年月日

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 第72条各号に掲げる要件を添付すること。

第三十七号様式（第七十三条関係）（A4）

第三十七号様式（第七十三条関係）（A4）

承認性評価機関変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の住所又は  
登録事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

名称有りしは自府又は事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の5の規定2項において使用する性別評価の実施の範囲に於ける、次のとおり届け出ます。

1 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地

2 変更しようとする年月日

3 変更の理由

備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第三十八号様式（第七十四条関係）（A4）

第三十六号様式（第七十四条関係）（A4）

承認性能評価機関業務区域認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の住所 又は  
登記上の名称  
中譯者の氏名又は名前

業務区域の増加に係る認可を受けたので、建築基準法第77条の第2項における申請を提出します。

参考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 登記上の名称又は登記上の名称と異なれば、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号並びに別表第1号より第10号までに掲げる書類を提出すること。

1 業務区域の増加の範囲  
2 業務区域を拡大したこととする年月日  
3 業務区域を増加しようとする理由

第三十九号様式（第七十五条関係）（A4）

第三十七号様式（第七十五条関係）（A4）

承認性能評価機関業務区域減少届出書

年 月 日

国土交通大臣 署

提出者の住所 又は  
登記上の名称  
中譯者の氏名又は名前

業務区域を減少したので、建築基準法第77条の第3項において準用する同法第77条の第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 業務区域の減少の範囲  
2 業務区域を減少した年月日  
3 業務区域の減少の理由

参考 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第四十号様式（第七十六条関係）（A4）

第四十一号様式（第七十七条関係）（A4）

承認性能評価機関評議員選任等届出書

年 月 日

国土交通大臣 署

提出者の住所 又は  
登記上の名称  
中譯者の氏名又は名前

評議員の選任（解任）をいたので、建築基準法第77条の第2項において準用する同法第77条の第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 選任（解任）した評議員の氏名及び略歴  
2 選任（解任）の理由

参考 1 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 選任の場合は、候補の氏名は不記。

第四十一号様式（第七十七条関係）（A4）

第四十二号様式（第七十七条関係）（A4）

承認性能評価機関評議員選任等届出書

年 月 日

国土交通大臣 署

提出者の住所 又は  
登記上の名称  
中譯者の氏名又は名前

評議員評議員選任の認可を受けたので、建築基準法第77条の第2項において準用する同法第77条の第3項の規定により、異動のとおり申請します。

参考 1 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 異動に係る性能評価機関評議員を選任すること。

**第四十二号様式（第七十七条関係）（A4）**

第四十二号様式（第七十七条関係）（A4）

承認性評価機関が認定業務実施認定書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の氏名又は  
法人の商号又は名称  
申請者の氏名又は名称

性能評価業務規程の変更の可否を受けたいので、建築基準法第77条の第2項において準用する同法第7条の必須第1項後段の規定により、次のとおり申請します。

1. 変更の内容

2. 変更の理由

備考 1 中請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照した新旧文の对照表を添付すること。

**第四十三号様式（第七十八条関係）（A4）**

第四十三号様式（第七十八条関係）（A4）

承認性評価機関業者休業止認定書

年 月 日

国土交通大臣 署

担当者の氏名又は  
法人の商号又は名称  
担当者の氏名又は名称

性能評価業務の一環（会員）の休止（廃止）をすることで、建築基準法第77条の第2項において準用する同法第7条の必須第1項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 休止（廃止）しようとする性能評価の業務の範囲

2. 休止（廃止）しようとする年月日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止（廃止）の理由

備考 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。